

贈与税とは

その年の1月1日から12月31日までの1年間に、個人（生きている人）からもらった財産額から基礎控除額を差し引いたものにかかる税金です。

税率は、次のとおり、「一般贈与財産」と「特定贈与財産」に区分されます。

・一般贈与財産（一般税率）

兄弟間の贈与、夫婦間の贈与、親から子への贈与で子が未成年の場合などに使用します。

基礎控除後の課税価格	200万円以下	300万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	3,000万円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	-	10万円	25万円	65万円	125万円	175万円	250万円	400万円

・特定贈与財産（特例税率）

直系尊属（祖父母や父母など）から、その年の1月1日において20歳以上の者（子・孫など）などの場合に使用します。

基礎控除後の課税価格	200万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	4,500万円以下	4,500万円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	-	10万円	30万円	90万円	190万円	265万円	415万円	640万円

基礎控除額（非課税枠）は、年間110万円です。1年間でもらった財産が110万円以下であれば、贈与税がかかりません。

ただし、この年間110万円については、今後変更される可能性があります。

この他にも、いろいろな特例や控除があります。

当事務所には、経験豊かなスタッフが多数在籍しております。

お気軽にお問い合わせください。